

令和8年度「1日看護体験」実施要綱

1 目的

高校生が医療機関において看護業務を見学・体験することにより、看護の実際を理解し、看護職を志望するきっかけづくりとする。

2 主催

三重県、公益社団法人三重県看護協会

3 日時

日程：令和8年7月30日（木）荒天時の予備日：令和8年8月6日（木）

令和8年7月31日（金）荒天時の予備日：令和8年8月7日（金）

時間：8：30～16：00

※ 参加者は、いずれか1日のみの参加とする。

※ 時間は、実施医療機関により異なる場合がある。

※ 荒天時の実施判断等については、別紙2「1日看護体験」における特別警報・警報発表時等の措置について」を参照すること。

4 参加対象者

県内の高等学校・高等専門学校の在学生（2年生および3年生に限る）

※ 申込者数が定員を超えた場合は、3年生を優先に受け入れる。

5 内容

看護業務の实地見学および体験

6 定員

600人

7 実施医療機関

県内55医療機関（別紙1を参照）

8 参加申込み

参加申込みは、学校ごとに取りまとめて行うこと。各学校の担当者は、「参加申込書」（エクセルファイル）に必要事項を入力の上、提出すること。提出の際は、下記 URL から「参加申込フォーム」にアクセスし、「参加申込書」（エクセルファイル）を貼り付けて送信する。詳細は、「令和8年度「1日看護体験」申込要領」を参照すること。

参加申込みに関する問い合わせは、高校等から下記まで行うこと。

○ **申込期限：令和8年6月4日（木）**

○ **申込 URL：<https://logofom.jp/form/8vMX/R8kangotaiken/mie>**

○ **申込に関する問い合わせ先**

三重県医療保健部 医療人材課 「1日看護体験」担当者

TEL：059-224-2053

E-mail：iryokai@pref.mie.lg.jp

9 参加決定の通知

令和8年6月下旬から7月上旬頃、参加申込みのあった学校および実施医療機関に、管轄保健所等から通知する。

なお、参加決定した内容の変更はできない。

10 準備品および注意事項

<持ち物>

- 1 学校指定のジャージ（着用せずに持っていくこと）
- 2 不織布マスク（白）
- 3 健康観察表
- 4 筆記用具
- 5 昼食（弁当等）

<身に着けていくもの>

- 1 華美でないスニーカーで、汚れのないもの
- 2 華美でないソックス（くつ下）

<注意事項>

- ◎ 申込み時に、母子健康手帳等で感染症の予防接種歴・罹患歴を確認すること。
- ◎ 当日は写真撮影等を行うことがある。写真の撮影およびホームページへの掲載等に同意しない場合は、申込み時に必ず申し出ること。申出のなかった場合は、同意したものとみなすため留意すること。
- ◎ 当日の1週間前から、毎日体温測定を行い、健康観察表に記録すること。
- ◎ 当日、やむを得ない理由で参加できなくなった場合は、必ず学校から医療機関の「1日看護体験」担当者に連絡すること。
※前日までに分かった場合は、学校から管轄する保健所へ連絡すること。
- ◎ 持参したジャージに着替えて看護体験を行うこと。医療機関から指示があれば、医療機関が用意したユニフォームに着替える場合もある。
- ◎ その他、別途受入医療機関からの指示がある場合は、その医療機関の指示に従うこと。

実施医療機関一覧

管轄保健所等	医療機関名
桑名保健所	青木記念病院 三重北医療センターいなべ総合病院 桑名市総合医療センター ヨナハ丘の上病院 日下病院 北勢病院 もりえい病院 三重北医療センター菰野厚生病院 大仲さつき病院
四日市市 保健企画課	三重県立総合医療センター 総合心療センターひなが 富田浜病院 みたき総合病院 四日市羽津医療センター 主体会病院 山中胃腸科病院
鈴鹿保健所	亀山市立医療センター 国立病院機構鈴鹿病院 鈴鹿回生病院 鈴鹿中央総合病院 村瀬病院
津保健所	岩崎病院 三重県立子ども心身発達医療センター 三重県立こころの医療センター 国立病院機構三重病院 武内病院 津生協病院 遠山病院 永井病院 三重大学医学部附属病院 三重県立一志病院 国立病院機構三重中央医療センター 国立病院機構榊原病院 榊原温泉病院 藤田医科大学七栗記念病院
松阪保健所	大台厚生病院 済生会松阪総合病院 済生会明和病院 済生会松阪市民病院 松阪中央総合病院 花の丘病院
伊勢保健所	市立伊勢総合病院 伊勢ひかり病院 伊勢田中病院 町立南伊勢病院 伊勢赤十字病院 三重県立志摩病院 志摩市民病院
伊賀保健所	伊賀市立上野総合市民病院 岡波総合病院 名張市立病院 寺田病院 信貴山病院分院上野病院
尾鷲保健所	尾鷲総合病院
熊野保健所	紀南病院

別紙2

「1日看護体験」における特別警報・警報発表時等の措置について

三重県 医療保健部 医療人材課

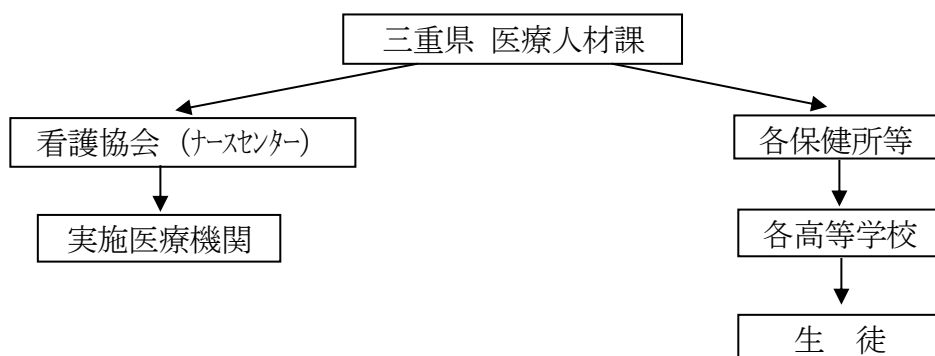
特別警報・警報発表時等の「1日看護体験」の実施については、次のように取り扱うこととする。

1 中止の判断等

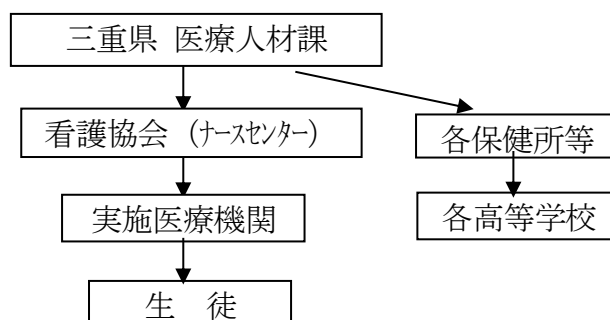
- (1) 「1日看護体験」開始前に、県内いずれかの地域に特別警報、暴風警報、大津波警報、津波警報が発表された場合
→中止（延期）する。なお、上記警報が発表されていない場合においても、気象状況等を踏まえて前日の正午までに、三重県庁（医療人材課）において中止の判断を行う。
- (2) 「1日看護体験」時に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大津波警報、津波警報が発表された場合
→ただちに中止する。
- (3) 「1日看護体験」時に高潮・波浪・大雨・洪水注意報または警報が発令された場合
→三重県庁（医療人材課）において中止の判断をすることがある。
- (4) 「1日看護体験」当日に、県内に震度5以上の地震が発生した場合
→ただちに中止する。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合など大規模地震の発生が懸念されるときは、三重県庁（医療人材課）において中止の判断をすることがある。

2 連絡の流れ

- (1) 前日に中止の判断をしたとき【上記1（1）】



- (2) 当日に中止する場合【上記1（2）（3）（4）】



3 予備日での実施について

中止した場合は、次のとおり予備日での実施を調整のうえ、改めて各学校に連絡を行う。

<実施日ごとの予備日>

令和8年7月30日中止の場合

→7月30日の参加者は、令和8年8月6日の予備日に参加するものとする。

令和8年7月31日中止の場合

→7月31日の参加者は、令和8年8月7日の予備日に参加するものとする。